	⑹　⑶の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型２）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型２）架数を１とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型２）心線数とする。 ⑺　⑶の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型１）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型１）架数を１とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型１）心線数とする。 ⑻　⑴から⑺までにより求めた架数及び心線数から、種別ごとにデータ系サービスに係るもの（心数比により算定するものとする。）を控除し、心数比により階梯ごとに配賦したものを当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。 ⑼　階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数から、光ＩＰ電話に係るもの（心数比により算定するものとする。）を控除したものを、メタルＩＰ音声系光ケーブル成端架架数及びメタルＩＰ音声系光ケーブル成端架心線数とする。 ２　投資額の算定 次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。 階梯ごと光ケーブル成端架投資額 ＝当該階梯メタルＩＰ音声系光ケーブル成端架（大型）架数×光ケーブル成端架（大型）架当たり単価 ＋当該階梯メタルＩＰ音声系光ケーブル成端架（中型）架数×光ケーブル成端架（中型）架当たり単価 ＋当該階梯メタルＩＰ音声系光ケーブル成端架（小型２）架数×光ケーブル成端架（小型２）架当たり単価 ＋当該階梯メタルＩＰ音声系光ケーブル成端架（小型１）架数×光ケーブル成端架（小型１）架当たり単価 ＋当該階梯メタルＩＰ音声系光ケーブル成端架（大型）心線数×光ケーブル成端架（大型）心線当たり単価 ＋当該階梯メタルＩＰ音声系光ケーブル成端架（中型）心線数×光ケーブル成端架（中型）心線当たり単価 ＋当該階梯メタルＩＰ音声系光ケーブル成端架（小型２）心線数×光ケーブル成端架（小型２）心線当たり単価 ＋当該階梯メタルＩＰ音声系光ケーブル成端架（小型１）心線数×光ケーブル成端架（小型１）心線当たり単価
共用コアルータ	１　設備量の算定 ⑴　コア局ごとに、次のアからエまで（共用コアルータが１００Ｇインタフェースを有しない場合は、アを除く。）により求めた共用コアルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。 ア　データ系ＩＰ装置対向１００Ｇインタフェース数を共用コアルータ１００Ｇボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ１００Ｇボード数とし、これを共用コアルータ１ユニット当たり最大１００Ｇボード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ　共用コアルータ１０Ｇインタフェース数（ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数、共用収容ルータ対向１０Ｇインタフェース数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）、コア局用Ｌ２ＳＷ対向１０Ｇインタフェース数、データ系ＩＰ装置対向１０Ｇインタフェース数（共用コアルータが１００Ｇインタフェースを有する場合を除く。）及び関門系ルータ対向１０Ｇインタフェース数の合計）を共用コアルータ１０Ｇボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ１０Ｇボード数とし、これを共用コアルータ１ユニット当たり最大１０Ｇボード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ　共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービスの最繁時帯域の合計を共用コアルータ最繁時帯域とし、これを共用コアルータ収容率及び共用コアルータ１ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） エ　共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービスの最繁時パケット数の合計を共用コアルータ最繁時パケット数とし、これを共用コアルータ収容率及び共用コアルータ１ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ⑵　⑴イのＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数、共用収容ルータ対向１０Ｇインタフェース数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）及びコア局用Ｌ２ＳＷ対向１０Ｇインタフェース数から、それぞれデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものの合計をメタルＩＰ音声系共用コアルータ（ユニット部）１０Ｇインタフェース数とする。 ⑶　⑴イの関門系ルータ対向１０Ｇインタフェース数から光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものをメタルＩＰ音声系共用コアルータ（関門系ルータ対向部）１０Ｇインタフェース数とする。